

公益社団法人習志野市シルバー人材センター配分金規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人習志野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う配分金（包括契約においては「会員業務委託料」以下同じ）に関する事項を定めるものである。

(現金・直接・全額支払いの原則)

第2条 センターは、就業した会員に対し、配分金（センターと発注した者と協議した請負単価）を現金で直接、又は会員の同意を得て金融機関の口座に振り込むなどして、その全額を支払わなければならない。ただし、センターと会員との間に約束のある場合は、配分金の一部を控除して支払うことができる。

(配分基準の決定手続)

第3条 センターは、会員の配分基準について、別に定める手続に従って職種ごとに能率、時間などを考慮して決めるものとする。

(社会的相当配分の原則)

第4条 会員の就業に対する配分基準は、社会的に相当なものとする。

2 その基準を定めるにあたり、最低賃金法、家内労働法で定める基準を尊重する。

(配分金の支払日)

第5条 センターは、会員が就業した配分金については当月分を月末に集計し、翌月24日に支払うものとする。ただし、支払日が土曜日、日曜日及び国民の祝日にあたる場合は、順次繰り上げるものとする。

附 則

この規約は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年1月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

